パブリックコメント制度の流れ

施策等の案の策定



- (1) 総合計画等市の基本的な方針を定める計画等の策定又は改定
- (2) 市の基本的な制度及び広く市民一般に適用される権利の制限又は義務の 賦課(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する ものを除く。) に関する条例の制定又は改廃
- (3) その他実施機関が必要と認めるもの

予告

パブリックコメントを求める事項・経緯など

施策案の公表

案

趣旨・目的・背景

その他必要と認められるも

公表方法

ホームページ等に掲載

担当部署において閲覧

その他実施機関が必要と認める方法

1か月を目安

意見提出

書面提出・郵送・電子メール・ファクシミリ その他実施機関が必要と認める方法

提出された意見を考慮

意見を取り入れる場合



意見に基づき素案を修正

意見を取り入れない場合



市の考え方、取り入れなかった

理由を説明



施策等の意思決定



結果の公表

意見の概要 意見に対する実施機関の考え方 修正したときは修正内容

議会提案・議決

条例など議会にかける案件の場合

施策等の実施・執行